



福岡医発第 32 号(地)

平成18年 4月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局経済課ならびに厚生労働省医薬食品局血液対策課の連名により各都道府県衛生主管部(局)宛に事務連絡がなされた旨、福岡県保健福祉部薬務課を通じて別添のとおり通知がありました。

つきましては、特に本年3月より需要が急増しております風しんワクチンにつきまして、下記にご留意くださいますよう、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 風しんワクチン(単抗原ワクチン)については今後、4月末までに約5万本、さらに7月末までに約13万本が出荷される予定であり、在庫がひっ迫した状況は改善する見込みであること
2. 風しんワクチンの供給に不均衡が生じないよう、原則として、卸売販売業者は予約に従った順次の出荷を行うものであること
3. 麻しん風しん混合ワクチンについては、本年4月初めにおいて50万本の在庫が確保されていること

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



17薬第4560号-2

平成18年4月4日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長



麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について

標記については、別添写しのとおり、平成18年3月31日付厚生労働省医政局経済課・医薬食品局血液対策課事務連絡が発出されました。

そのうち需要が急増した風しんワクチンに関しては、下記の事項に御留意の上、貴会会員に対して御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 今後、4月末までに約5万本、さらに7月末までに約13万本の風しんワクチン（単抗原ワクチン）が出荷される予定であり、在庫がひっ迫した状況は改善する見込みであること
- 2 風しんワクチンの供給に不均衡が生じないように、原則として、卸売販売業者は予約に従った順次の出荷を行うものであること
- 3 麻しん風しん混合ワクチンについては、本年4月初めにおいて50万本の在庫が確保されていること



事 務 連 絡
平成18年3月31日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局経済課

厚生労働省医薬食品局血液対策課

麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について

今般、別添のとおり事務連絡が発出され、麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチン)に加え麻しんワクチン及び風しんワクチン(単抗原ワクチン)についても、予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液として位置づける予定であることが示されたところである。ついては、平成18年4月以降の麻しんワクチン、風しんワクチン(単抗原ワクチン)及び麻しん風しん混合ワクチンの需給に関し、下記1及び2についてご了解の上、貴管下関係者に対してご周知いただくとともに、下記3から6までについて適切に対応いただくようお願いする。

記

1. ワクチンの供給見通し等

(1) 麻しんワクチン

麻しんワクチンは本年4月末までに約20万本が市場在庫として確保される見込みであり、さらに、6月末までに約6万本、8月末までに約4万本の出荷が予定されている。したがって、現在の需給動向からみて、接種希望者の対応に支障がない流通量が確保される見通しであること。

(2) 風しんワクチン

風しんワクチンについては、本年3月に需要が急増したことから、平成18年3月16日付け医政経発第0316001号及び薬食血発第0316001号医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知により、国、製造販売業者等及び卸売販売業者が連携して緊急の供給調整を行ったところである。今後、4月末までに約5万本、さらに7月末までに約13万本の出荷が予定されており、在庫が逼迫した状況は改善する見込みであること。



(3) 麻しん風しん混合ワクチン

麻しん風しん混合ワクチンについては、本年4月期初めにおいて約50万本の在庫が確保されており、当面、接種希望者の対応に支障がない流通量が確保されているが、製造販売業者等において、需要の動向を見つつ、追加的な生産を検討しているところであること。

2. 厚生労働省では、麻しんワクチン、風しんワクチン（単抗原ワクチン）及び麻しん風しん混合ワクチンの需要予測に関する調査を行い、今後の需給の安定化に資するため、結果を各都道府県、製造販売業者等に対して提供することとしていること。
3. 都道府県は上記1(2)を踏まえ、風しんワクチンについては、次の取組みを通じ、接種希望者が供給に不安を抱くことなく接種を受けられるよう努めること。
 - (1) 関係者に対し、今後の出荷予定に関して正確な情報を共有するよう働きかけるとともに、製造販売業者等及び卸売販売業者に対し、医療機関の予約状況から需要動向の把握に努めるよう要請すること。
 - (2) 製造販売業者等、卸売販売業者等及び医師会と必要に応じて調整し、ワクチンの供給に不均衡が生じることを回避するため、予約に従って順次出荷を行うことに努めるよう要請すること。
4. 都道府県は、製造販売業者等及び卸売販売業者に対して、在庫が不足した場合には速やかに在庫の融通等を行い、需給の不均衡による混乱の回避に努めるよう要請すること。
5. ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、次の取り組み等を通じ、予防接種を希望する住民がひとりでも多く接種を受けられるよう対応すること。
 - (1) 医療機関や製造販売業者等及び卸売販売業者の在庫量を調査し、その後の当該地域におけるワクチン需要量を考慮した上で、関係者が協力し、ワクチンの融通を図ること。
 - (2) 地域住民から接種可能医療機関に関する問い合わせがあった場合には、貴管下市区町村と連携して適切に相談に応じること。
6. 都道府県は、管内在庫が不足している等の情報を入手した場合は、速やかに、厚生労働省医薬食品局血液対策課情報企画係まで連絡すること。



事 務 連 絡

平成18年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）

予防接種担当者 様

厚生労働省結核感染症課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係るワクチンについて

麻しん及び風しんの対策を強化し、国内での根絶を達成するために、平成18年4月1日より、麻しん及び風しん予防接種の2回接種制度を導入するとともに、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）を採用することとしたところである。

しかし、自治体や関係団体等から単抗原ワクチンを予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液に位置づけるよう要望をいただいております。また、3月24日に開催した、予防接種に関する検討会において「MR混合ワクチンによる2回接種という基本方針は変わらないものの、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づいて接種できるようにすべきである」との意見が多数の委員より出されたところである。

このような状況も踏まえて、麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、接種液として追加する予定である。